

国立大学法人東京農工大学における旅行命令権の委任に関する細則を次のとおり制定する。

## 国立大学法人東京農工大学における旅行命令権の委任に関する細則

平成22年3月23日

22 細則 第9号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程第4条第1項に規定する旅行命令権の委任について、必要な事項を定めるものとする。

(委任)

第2条 学長の権限に属する旅行命令権の一部を、次の表の左欄に掲げる者に同表の右欄に掲げる範囲において委任する。

受任者	委任の範囲
理事(総務担当)	総括本部長に対し旅行命令を発する権限
総括本部長	総括チームリーダーに対し旅行命令を発する権限
総括チームリーダー	所属するチームリーダー又は室長に対し旅行命令を発する権限。
総括チームリーダー(財務担当)	監査室長に対し旅行命令を発する権限。
総括チームリーダー(総務担当)	戦略企画室長に対し旅行命令を発する権限。
チームリーダー及び室長	当該チーム又は室の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限
農学府長及び農学部長	農学府又は農学部(附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「FSセンター」という。)を除く。)の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限
国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第22条に規定する部長(農学府長、農学部長を除く。)	当該部局の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限
組織運営規則第6条及び第7条に規定する学内施設の長(学術研究支援総合センター長を除く。)	当該施設の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限
FSセンター長	当該センターの用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限ただし、外国への出張については農学部長とする。
機器分析施設長	当該施設の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限
遺伝子実験施設長	当該施設の用務に係る旅行命令又は旅行依頼を発する権限

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。